

## 内規

(平成25年5月20日制定)

### 高梁市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱 (内規)

#### (設置)

第1条 在宅医療及び介護を一体的に提供できる支援体制の構築を検討することを目的とし、高梁市地域包括支援センター運営協議会要綱(平成18年高梁市告示第85号)第9条に基づき協議会として、高梁市在宅医療・介護連携推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握に関する事。
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出及び対応策の検討に関する事。
- (3) 切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築推進に関する事。
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援に関する事。
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関する事。
- (6) 医療・介護関係者の研修に関する事。
- (7) 在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発に関する事。
- (8) 在宅医療・介護連携に関する他の自治体等との連携に関する事。

#### (組織)

第3条 協議会は、関係団体の代表者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者をもって構成する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職にあることにより選任された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長若干人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第7条 第2条の所掌事務に関する具体的事項について調査及び研究するため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が委員並びに医療、介護及び福祉関係者等の中から指名した者で構成する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長がこれを指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第8条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、または意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、地域包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。